

定員削減の実施状況

1 定員削減計画の経緯

平成 14 年度以降「新行政システム推進計画（平成 14 年度）」、「中期財政改革基本方針（平成 16 年度）」、「財政健全化基本方針（平成 19 年度）」を策定し、一般行政部門を中心として、1,500 人程度の定員削減に向けて取り組んでいる。

なお、平成 26 年 3 月の「今後の財政健全化の取り組み方針」において、平成 29 年度までの削減数を「1,300 人程度」とした。

＜H14.4：約 5,100 人 → H29.4：約 3,800 人＞

2 これまでの削減状況

(1) 部局別定員削減の実績（平成 14 年度～平成 27 年度）

（単位：人）

部局・部門		H14 職員数 (A)	...	H26 職員数 (B)	H27 職員数 (C)	H27 削減数 (D) (C) - (B)	累計 削減数 (E) (C) - (A)	削減 割合 (E) / (A)
一般行政部門	政策企画局	69	...	65	68	3	▲1	▲1.4%
	総務部	469	...	311	304	▲7	▲165	▲35.2%
	防災部	37	...	53	57	4	20	54.1%
	地域振興部	101	...	91	92	1	▲9	▲8.9%
	環境生活部	101	...	79	79	0	▲22	▲21.8%
	健康福祉部	737	...	559	561	2	▲176	▲23.9%
	農林水産部	1,241	...	880	871	▲9	▲370	▲29.8%
	商工労働部	246	...	236	238	2	▲8	▲3.3%
	土木部	1,041	...	850	838	▲12	▲203	▲19.5%
	出納局	52	...	34	34	0	▲18	▲34.6%
	その他委員会等	60	...	50	50	0	▲10	▲16.7%
計		4,154	...	3,208	3,192	▲16	▲962	▲23.2%
特別行政部門	教育部門	665	...	546	539	▲7	▲126	▲18.9%
	警察部門	276	...	254	254	0	▲22	▲8.0%
計		941	...	800	793	▲7	▲148	▲15.7%
合計		5,095	...	4,008	3,985	▲23	▲1,110	▲21.8%
H14 からの累計削減数		—	...	▲1,087	▲1,110			

- 注 1) 各年度とも 4 月 1 日時点の職員数で教員、警察官、公営企業・準公営企業会計職員を除く。
 注 2) 一部地方機関においては、業務を所管する部局・部門に割振りを行っている。（隠岐支庁各局はそれぞれの所管部局に、県土整備事務所農林工務部は農林水産部に計上など）
 注 3) 教育部門には、県立大学、文化振興、美術館、芸術文化センター部門の職員を含む。
 注 4) 平成 14 年度の部局・部門区分は、平成 27 年度の部局・部門区分に置き換えて計上した。

(2) 平成 27 年度の削減要因

- ① 組織の見直し（▲2）
- ② 現業業務の見直し（▲17）
- ③ 期限付職員配置の見直し等（▲38）
西部災害対応（県央、浜田）、学校校舎整備・改築対応、図書館システム更新など
- ④ 新たな行政需要への対応等（+34）
西部災害対応（益田（津和野））、防災体制の強化、人口問題・定住対策、国医療制度改革等対応、少子化対策 など

3 今後の取組

必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しながら、引き続き、現業業務の見直し、再任用職員の活用などにより、定員削減に取り組む。

【参考】

臨時職員・嘱託職員・再任用職員数について

(1) 臨時職員・嘱託職員

(単位:人)

		H15.4.1 (A)	H20.4.1	H26.4.1 (B)	H27.4.1 (C)	H15比 (C)-(A)	H26比 (C)-(B)	H27.6.1 (参考)	
知事部局	臨時職員	本庁	187	68	69	70	▲ 117	1	73
		出先	396	106	86	86	▲ 310	0	84
	嘱託職員	本庁	180	117	303	321	141	18	326
		出先	628	425	744	764	136	20	770
	計		1,391	716	1,202	1,241	▲ 150	39	1,253
その他 委員会等	臨時職員	本庁	9	3	5	6	▲ 3	1	6
		出先	179	223	239	227	48	▲ 12	181
	嘱託職員	本庁	20	12	20	20	0	0	20
		出先	50	77	86	83	33	▲ 3	83
	計		258	315	350	336	78	▲ 14	290
教育委員会	臨時職員	本庁	22	13	12	10	▲ 12	▲ 2	13
		出先	58	45	29	29	▲ 29	0	32
	嘱託職員	本庁	15	11	26	31	16	5	33
		出先	190	217	306	327	137	21	350
	計		285	286	373	397	112	24	428
警察本部	臨時職員	本庁	10	3	1	4	▲ 6	3	5
		出先	3	3	2	1	▲ 2	▲ 1	1
	嘱託職員	本庁	25	34	37	37	12	0	37
		出先	17	48	62	52	35	▲ 10	52
	計		55	88	102	94	39	▲ 8	95
臨時職員・嘱託職員 計		1,989	1,405	2,027	2,068	79	41	2,066	

(注) 1. 緊急雇用分を除く。

2. 嘱託職員は、医師・弁護士など特殊な業務を嘱託するもの、講師・相談員など時間・日単位で嘱託するものなどを含む。

(2) 再任用職員

(単位:人)

		H15.4.1 (A)	H20.4.1	H26.4.1(B)		H27.4.1(C)		H15比 (C)-(A)	H26比 (C)-(B)	
				うち 短時間	うち 短時間					
再任用職員	知事部局等	本庁	1	0	9	9	4	4	3	▲ 5
		出先	6	0	19	19	23	23	17	4
	教育委員会	本庁	0	0	1	1	0	0	0	▲ 1
		出先	14	15	51	3	69	8	55	18
	警察本部	本庁	1	0	2	2	4	1	3	2
		出先	0	3	11	1	10	0	10	▲ 1
	企業局	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0
		出先	0	0	0	0	1	1	1	1
	病院局	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0
		出先	2	0	1	1	3	3	1	2
	計		24	18	94	36	114	40	90	20

(注) 教員、警察官を含む。